分配法人（以下この条において「分割承継法人等」という。）に改め、同条第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」を「適格分割等により分割承継法人等」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に改め、同条第八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「場合」の下に「又は内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の分配が適格現物分配に該当する場合を除く。）」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第十二項中「被事後設立法人に」を「被現物分配法人に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）　当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の繰延消費税額等

二　適格分割等　次に掲げる繰延消費税額等

イ　当該適格分割等の直前の繰延消費税額等のうち第七項の規定の適用を受けたもの

ロ　当該適格分割等の直前の繰延消費税額等のうち当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることその他の財務省令で定める要件に該当するもの（イに掲げるものを除く。）

第百三十九条の四第十三項中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十四項中「適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）を「適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に、「分割法人（」を「現物分配法人（」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「第七項に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第二編第一章第二節第一款中第百三十九条の七の前に次の一条を加える。

（相互会社に準ずるもの）

第百三十九条の六の二　法第六十六条第六項第二号ロ（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する政令で定めるものは、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社とする。

第百三十九条の八第三項中「の規定により益金の額に算入されない金額から同項の規定により損金の額に算入されない金額」を「に規定する資産の同項に規定する帳簿価額から同項に規定する負債の同項に規定する帳簿価額」に改める。

第百三十九条の十中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）を削り、「同法第四十二条の十一第五項、同法」を「同法」に、「、同法第四十二条の十第二項」を「若しくは同法第四十二条の十第二項」に改め、「若しくは同法第四十二条の十一第二項若しくは第三項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「同法第四十二条の十二第一項」を「同法第四十二条の十一第一項」に改める。

第百四十条の二第二項中「から受けた」を「により支払われた」に改め、「日である場合」の下に「又は当該判定対象配当等が当該一年前の日以前に設立された法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等である場合」を加え、「受ける」を「支払われる」に、「とする」を「とし、当該判定対象配当等がその元本である株式又は出資を発行した法人からその支払に係る基準日前一年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等である場合には当該取得の日とする」に改め、同条第四項第四号を次のように改める。

四　適格現物分配　当該適格現物分配に係る現物分配法人

第百四十条の二第五項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第百四十二条第一項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）を削り、第百四十二条の二第一号ロ及びハ中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同号ホ中「第三十九条の十八第五項又は第六項」を「第三十九条の十八第六項又は第七項」に、「課税対象金額」を「課税対象金額等」に、「第三十九条の二十の六第二項」を「第三十九条の二十の七第三項」に改める。

第百四十二条の三第三項中「相手国」を「条約相手国等」に改め、同条第四項中「第十二号」を「第十四号」に改め、「第六十六条の八第一項」の下に「、第三項、第八項及び第十項」を加え、「及び第六十六条の九の四第一項」を「並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第七項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同項第三号中「剰余金の配当等の額を」を「剰余金の配当等の額（同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）を」に改め、同条第八項第一号中「租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等（以下この号において「特定外国子会社等」という。）を「外国法人（租税特別措置法第六十六条の八第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「これらの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定課税対象金額を」を「特定課税対象金額等（以下この号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）を」に改め、「同条第一項」の下に「又は第八項」を加え、「特定外国子会社等から」を「外国法人から」に改め、「同条第一項」の下に「又は第八項」を加え、「特定外国子会社等の」を「外国法人の」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第六十六条の九の四第一項に規定する特定外国法人（以下この号において「特定外国法人」という。）を「外国法人（租税特別措置法第六十六条の九の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「これらの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定課税対象金額を」を「特定課税対象金額等（以下この号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）を」に、「同項の」を「これらの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定課税対象金額を」を「特定課税対象金額等」に、「当該特定課税対象金額」を「当該特定課税対象金額等」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、同項第三号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）を」に、「当該特定課税対象金額」を「当該特定課税対象金額等」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「同条第一項」の下に「又は第七項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の八第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定課税対象金額等を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

第百四十二条の三第八項に次の一号を加える。

四　外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の九の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定課税対象金額等を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

第百四十六条の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（第三号」を「（第二号」に、「適格分社型分割等（」を「適格分割等（」に、「適格分社型分割等を」を「適格分割等を」に、「当該適格分社型分割等に」を「当該適格分割等に」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十五項を除き、」を削り、同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三号」を「第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第三項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、「、分割前三年内事業年度」を削り、同項を同条第五項とし、同条第